

奈良県測量・調査等請負契約款 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関する次の各号のい ずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律(昭和22年法律第54号)以下「独占 禁止法」という。)第6.5条若しくは第6.7条の規定 により審決がなされ、当該審決が確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第4.9条 第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の 規定により確定したとき。</p> <p>(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第5.0条 第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定 により確定したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の予定) 第23条 受注者は、第2.0条第1項各号のいずれかに該当 するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者 が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償として、請 負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払 わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は 第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為 が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不 公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合そ の他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関する次の各号のい ずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及 び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第5 4号)以下「独占禁止法」という。)第6.4条第1項 の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第4.9条 の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。</p> <p>(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第6.2条 第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の予定) 第23条 受注者は、第2.0条第1項各号のいずれかに該当 するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が 契約を解除するか否かを問わず、損害賠償として、請 負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わ なければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第 3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為 が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号 (不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合 その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	